

因幡・但馬ジオパーク都市交流陸上競技大会補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、因幡・但馬ジオパーク都市交流陸上競技大会補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、因幡・但馬ジオパーク都市交流陸上競技大会（以下「本体会」という）の運営に要する経費を補助することにより、スポーツ交流を通じた青少年の健全育成及び地域間交流に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、大会を主催する因幡・但馬ジオパーク地域交流陸上競技大会実行委員会とする。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、本大会の活動に要する経費（本市以外の自治体からの補助金及び広告料等特定財源により充当されるものを除く）のうち、報償費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費及び使用料及び賃借料とする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、補助対象経費の額に10分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、10万円を上限とする。

(交付申請)

第6条 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならぬ。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

（1）本補助金の増額

（2）本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第8条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告)

第9条 規則第12条に定める実績報告は、補助事業の完了の日から20日を経過する日までに行わなければならない。

(雑 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月21日から施行し、平成24年8月1日から適用する。